

※あらかじめ仕様書等に係る秘密情報を含む質問項目を除いております。

No.	項目	質問内容	回答
2	実施要領「7 審査項目及び配点」(6頁)および実施要領別紙2_審査項目・配点における点数について	別紙2_審査項目・配点一覧では、合計点が最大200点と記載されていますが、実施要領6頁では、「最低基準点(合計点の6割)である840点」との記載があります。審査の配点について資料により差異があるように見受けられ、読み解くことが出来ませんでした。今一度審査の配点について、ご提示いただけますでしょうか。	実施要領 別紙2_審査項目・配点一覧は審査員1名あたりの最大点数です。審査は7人で行い、合計点数により評価します。
3	提出様式および資料の代表者記載について	会社代表者と本事業の契約主体(支店代表者)が異なる場合、様式2や見積書には支店代表者の記名にて提出してもよろしいでしょうか。	問題ございません。
6	実施要領2頁「3-1 単体企業での参加の場合」の条件について	(9) 構成員のいずれかが企業としてセキュリティ管理システムや品質・環境マネジメントシステムが十分に確立されている証明として、下記に示す承認・認証を受けていること。 ①情報セキュリティマネジメントシステム: ISMS (ISO/IEC 27001) ②個人情報保護マネジメントシステム: プライバシーマーク と記載がありますが、ISO/IEC 27001 (ISMS) を取得しておりますが、プライバシーマーク (JIS Q 15001) の取得は実施しておりません。参加資格について、両認証とも取得が必須となりますでしょうか。なお、弊社は、国際規格である ISO/IEC 27001 (ISMS) に基づき、個人情報を含むすべての情報資産を対象とした情報セキュリティマネジメント体制を構築・運用しております。なお、ISO/IEC 27001 は情報セキュリティ全般を対象とする規格であり、個人情報保護に特化した国内制度である プライバシーマーク (JIS Q 15001) とは、目的および要求事項が異なる認証制度ですが、当社では個人情報についても本規格の管理体系のもと、適切な管理を行っています。	①情報セキュリティマネジメントシステム: ISMS (ISO/IEC 27001) ②個人情報保護マネジメントシステム: プライバシーマーク の取得要件については、実施要領に記載のとおり、構成員のいずれか、もしくは単体企業において承認・認証を受けていることが必須です。
17	共同企業体提案での契約形態について	2社での共同企業体でご提案させていただき受注となった際には、契約形態は三者間契約(共同企業体として2社連名での提案を想定)となりますでしょうか。	代表企業との2者間でも、構成員を含めた3者間でも対応可能です。契約の詳細については、契約候補者の決定後、協議のうえ決定するものと考えております。
18	契約に関して	リース料を含めた御見積を弊社よりご提示し、業者決定後、花巻市様・弊社・リース会社との三者間契約の締結を想定しておりますが、問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
19	企画提案審査の提出	プロポーザル実施要領の6.(1)提出期限に令和8年5月13日(水)午後5時まで、と記載がありますが、9.(2)候補者選定までの事務手順及びスケジュールには、令和8年5月13日(水)正午まで、と記載があります。提出時間はどちらが正しいでしょうか。	午後5時までとさせていただきます。
38	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 2 本業務の概要 (3) 本業務の期間	天災や半導体不足等の受託者の責任によらない事由により納期遅延が発生した場合、契約期間の変更協議に応じていただくことは可能か。	事前協議には応じます。
39	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 2 本業務の概要 (4) 提案上限額	地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約(令和9年3月1日から令和14年2月29日まで)により、支払いについては令和9年3月から60ヶ月の均等払いを想定しているとのことだが、契約期間中に消費税率が変更された場合、賃貸借物件については経過措置対象のため契約時の税率を適用、保守料については変更後の税率を適用という認識でよろしいか。	ご認識の通りです。
40	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 3 参加資格要件	『共同企業体協定書(別紙1に基づいて作成)』と記載あるが、共同企業体の運営形態が明示されていれば一部表現を修正しても問題ないか。(受託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を、企業体の代表者ではなく特定構成員に与えたいため。)	共同企業体協定書は案としてお示ししているものです。しかしながら、事前に当市の契約担当課の確認も得ていることから、可能な限り案に沿った項目としていただければと考えております。なお、ご質問にある受託代金の請求等の権限を特定構成員に与えたいとの内容については、代表者から構成員への委任の事実が確認できればよく、協定書第3条の役割に明記いただく方法、または別途、委任の旨を書面にて提出いただくこと等により可能と考えております。
42	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 3-2 共同企業体で参加の場合 (8)	『構成員のいずれかが仕様書に記載する要件を満たす運用管理者を本業務の実施体制として配置可能なこと。』と記載があるが、この「運用管理者」は「仕様書 8 運用・保守要件 (イ) 運用・保守体制」で示される「運用・保守業務の統括者」と読み替えて問題ないか。	実施要領に記載の運用管理者とは、仕様書に記載の統括者を指すものではなく、本業務の履行に際し、各分野における運用管理者(業務実施体制)を敷けることの意味合いで記載しているものです。
43	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 3-2 共同企業体で参加の場合 (10)	『全ての構成員が市での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。』とあるが、企業体で参加する場合、システム構築、技術系の打ち合わせについては、契約事務と請求支払事務の役割しか持たない構成員(リース会社)の参加は任意という事でよろしいか。また、定例会などの打ち合わせについて、リース会社の参加は任意またはWebでの参加でよろしいか。	本項は、共同企業体で参加する場合の想定にて「全ての構成員が・・・」と記載しておりますので、基本的には実施要領記載のとおりです。しかしながら、共同企業体協定書にて明確に役割分担をされている場合において、ご質問のようなケースでのリース会社の参加は任意とすることも可能です。また、リース会社の参加をWebとすることも可能です。
44	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 4 参加申込要領 (3) プロポーザル参加申込書の提出	共同企業体で参加する場合は、業務実施体制(様式5)については、共同企業体として1部提出することで問題ないか。(共同企業体の代表企業の押印のみを想定。)	実施要領に記載のとおり、全ての構成員がそれぞれ別に提出いただくようお願いいたします。
45	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 6 企画提案審査の提出 (2)	副本に記載する呼称は、参加資格審査結果と合わせて通知される認識でよろしいか。	ご認識の通りです。
46	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 6 企画提案審査の提出 (3) ①	共同企業体で参加する場合だが、企画提案書の正本については、共同企業体の代表企業の押印のみで問題ないか。	問題ありません。
47	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 6 企画提案審査の提出 (3) ②	見積書は正本のみの提出でよろしいか。	正本のみの提出で構いません。
48	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 6 企画提案審査の提出 (3) ②	共同企業体で参加する場合だが、見積書については、共同企業体の代表企業の押印のみで問題ないか。	問題ありません。
49	2-01_業務用デスクトップ環境等賃貸借プロポーザル実施要領 8 プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要 (3) ④	LGWAN 環境によるパソコンの利用を希望する場合だが、実機をお借りして現地で一度動作確認する機会を、プレゼンテーション前日までに頂戴することは可能か。	日程調整のうえ、対応可能です。
50	2-03_様式2_プロポーザル参加申込書	共同企業体で参加の場合、各構成員が各々の代表者名で1部ずつ作成して提出する認識でよろしいか。	ご認識の通りです。
54	2-05_様式4_業務実績調書	契約の事実を証明する書類(契約書・仕様書の写し等)添付は守秘義務があるため難しい。添付は必須ではない認識でよろしいか。	ご認識の通りです。なお、契約の事実を確認するため、記載の地方公共団体へ電話照会等させていただく場合があります。
55	2-05_様式4_業務実績調書	記載する自治体の情報として、以下の範囲までであれば可能だと考えているが問題ないか。 ・都道府県名は記載 ・市町村はAやB等、自治体の頭文字ではないアルファベットで記載(例:北海道/A市、岩手県/D市等) ・人口は9万以上/未満等で記載	業務実績については、一次審査の採点にも影響しますので、基本的には地方公共団体名の記載をお願いしたいものです。守秘義務等、契約相手方の理解が得られない場合は、団体名を伏せた契約書類の写し等の添付も可とし、必要に応じ、追加のヒアリング等を実施させていただきます。
56	2-06_様式5_業務実施体制	「アプリケーション」の項については、納入予定の各アプリケーション毎に配置担当者の記載が必要になるか。	お見込の通りです。
140	2-08_別紙1_共同企業体協定書(案)	共同企業体協定書(案)第5条において、「当企業体の代表者は、本業務の受託に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに受託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。」とあるが、協定書に、代表者ではない構成員の役割に「請求事務」を記載している場合は、代表者ではない構成員による請求を認めていただくことは可能か。	可能です。代表者から構成員への委任の事実が確認できればよく、協定書第3条の役割に明記いただく方法、または別途、委任の旨を書面にて提出いただくこと等でも可能と考えております。